

退職役職員互助制度 資格取得申請書

記入日 令和 年 月 日

一般社団法人
岩手県農林漁業団体役職員連盟 理事長 殿

下記のとおり貴連盟を脱退いたしますので、退職役職員互助制度の資格取得申請をいたします。

退職会員医療保険のご契約に際し、【重要事項説明書】により内容をご確認のうえお申込みください。

所属団体名				退職日	年	月	日	
会員番号	団体コード		会員コード		フリガナ			
					会員氏名 ㊟			
性別	男 ・ 女		脱退時年齢	歳	生年月日	年	月	日
住所	〒 -							電話
代理申請者（会員死亡の場合）				㊟ 会員との続柄（ ）				
配偶者情報								
配偶者有無	有 ・ 無		配偶者生年月日	年	月	日	フリガナ	
							配偶者氏名	

退職時の年齢により下記の1.2.のいずれかを選択し記入下さい。

1. 定年退職および満60歳以上(待機期間なしで退職会員となり医療費給付が受けられます)※死亡退職50歳以上

下記のいずれか1つに✓印して下さい。

(1) 保険料積立期間を満了し退職会員資格を取得します。

(2) 不足一時保険料を納付し退職会員資格を取得します。

不足一時保険料

円

(3) 会員死亡により遺族配偶者会員の資格を取得します。(※保険料積立期間を満了し死亡退職の場合)

2. 50歳以上59歳以下(60歳まで待機し、60歳の誕生日で退職会員となり医療費給付が受けられます)

下記のいずれか1つに✓印して下さい。

(1) 保険料積立期間を満了し互助任意継続会員資格を取得します。

(2) 不足一時保険料を納付し互助任意継続会員資格を取得します。

不足一時保険料

円

(互助任意会員資格取得に関する経過措置に該当のため)

上記2. を満たし55歳以上(60歳まで現職会員の医療給付を受けられます)

下記を申込み場合✓印して下さい。

60歳までの保険料を支払い、医療任意継続会員資格を取得します。(現職会員医療保険を申込みます。)

医療任継会員保険料

円

上記申請（請求）は、事実と相違ないことを認めます。

令和 年 月 日

保険料入金予定日

令和 年 月 日

保険料の振込先
岩手県信連 本所 普通 0000194
シヤイワテケンノウリンギョキョウダントイヤクシヨクインレンメイ
(一社) 岩手県農林漁業団体役職員連盟

団体名

代表者名

㊟

㊟

連盟 決裁	新会員番号	係	合議	検印	審査	決定

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

この重要事項説明書は、ご契約時にご注意いただきたい事項を記載したものです。「契約概要」は、ご契約に際し保険内容をご理解いただくために特に重要な事項を説明したものです。「注意喚起情報」は、ご契約に際し契約者にとって不利益になる事項等、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。いずれも必ずご一読いただき内容をご確認のうえお申込みくださるようお願い申し上げます。また、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては契約締結後に送付いたします「普通保険約款」等をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、当連盟までお問い合わせください。

退職会員医療保険をご契約いただく（退職会員・任意継続会員資格を取得する）皆様へ

【契約概要】

1. 保険金の内容

(1) 保険金をお支払いする場合（保険金の種類、被保険者、保険金の支払事由、保険金額）

保険金の種類	被保険者	保険金の支払事由	保 険 金 額
療養給付金	退職会員 および その配偶者	医療機関に医療費を支払ったとき。	保険対象医療費一部負担金の総額から、会員一部負担額（5,000円）を控除した額。ただし、高額療養費・公費助成額・他の付加給付は除く。なお、会員一部負担額については、1診療者、1診療月、1医療機関に支払った額。また、連盟所定様式にかかる証明書費用を負担したときは、300円を限度とした実費を加算。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ・契約者、被保険者又は保険金受取人に、保険金請求その他に関する不正の事実があったとき。
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動があったとき。 など

2. 保険期間

この保険の保険期間は、**退職会員の資格を取得した日から終身**とする。

3. 引受条件について

この保険は、一般社団法人岩手県農林漁業団体役員職員連盟の退職会員の方に限り加入いただけます。

4. 保険料・払込方法

当連盟の退職互助制度に加入し20年間払い込みいただいた積立金を、退職会員資格取得時に一時保険料として充当いたします。

20年の積立を満了されていない場合、退職時年齢満60歳以上かつ10年以上の積立期間がある方は、退職した日の翌日から1ヶ月以内に、不足期間分の積立金を一時払いで当連盟が指定した金融機関に振り込みいただけます。

5. 解約返戻金

この保険契約を解約される場合、次の算式によって算出した解約返戻金をお支払いします。

$$\text{解約返戻金額} = \text{一時払保険料} \times 0.5 / 20 \times (20 - \text{※経過年数}) \quad (\text{円未満切捨て})$$

ただし、退職会員死亡による解約の場合又は退職会員が既に死亡による遺族配偶者が解約される場合、解約返戻金はゼロといたします。

※ 経過年数は1年未満の端数は切上げます。また、計算の結果、負値となる場合の解約返戻金はゼロといたします。

【注意喚起情報】

1. クーリング・オフ

本契約の申込日と本書面を受領された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に当連盟に発信した書面によって、当該保険契約のクーリング・オフを行うことができます。

2. 告知義務・通知義務

保険契約締結の際の告知義務はありません。契約後に住所や送金先等の内容に変更があったときは、速やかに当連盟までご通知願います。

3. 責任開始日（契約日）

当連盟所定の申込書により当連盟の**退職会員資格取得日「定年退職日（満60歳以上）の翌日又は任意継続期間満了日（満60歳）の翌日」**から、この**保険契約を締結**したものとみなし、保険契約上の責任を負います。また、当連盟の責任が開始される日を契約日とします。

4. 医療費助成制度等に該当した場合

当連盟は、市町村等が行う医療費助成制度等に該当され医療費が支給される場合、該当する金額を差し引いてお支払いします。お申し出がないことで過払いが発生した場合、保険金を返還していただくこととなりますので、医療費助成制度等に該当した場合は速やかに当連盟へお申し出ください。

5. 保険料の払込・猶予期間及び保険契約の失効

積立不足分の保険料は退職した日の翌日から1ヶ月以内に一時払いで当連盟が指定した金融機関に振り込みいただけます。

ただし、退職時年齢満60歳以上かつ10年以上の積立期間がある方に限ります。

- ・この保険における保険料猶予期間は設定いたしません。
- ・保険料の払い込みが退職した日の翌日から1ヶ月以内になかった場合は、保険契約は保険始期に遡って失効いたします。

6. 保険金の減額

当連盟は、その業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当連盟の定めるところにより、保険金額の減額を行うことがあります。

7. 当連盟破綻時の取り扱い

当連盟は、認可特定保険業者のため保険契約者保護機構（セーフティーネット）の対象ではありません。そのため、当連盟が万一経営破綻した場合には、保険契約者保護機構が行う資金援助等の措置はございません。

8. 個人情報の取り扱い

当連盟は、個人情報保護に関する法律その他関係法令の定めを遵守するとともに、以下の方針に基づいて個人情報を適切に取り扱います。

- ・当連盟は、ご契約内容・申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供・充実を行うために利用いたします。

現職会員医療保険をご契約いただく（医療任意継続会員資格を取得する）皆様へ

【契約概要】

1. 保険金の内容

(1) 保険金をお支払いする場合（保険金の種類、被保険者、保険金の支払事由、保険金額）

保険金の種類	被保険者	保険金の支払事由	保 険 金 額
医療費給付金	医療任意継続会員及びその被扶養者	医療機関に医療費を支払ったとき。	保険対象医療費一部負担金と入院時食事料標準負担額（1食につき460円を限度とした実費）の総額から、会員一部負担額（3,000円）を控除した額。ただし、高額療養費・公費助成額・他の付加給付は除く。なお、会員一部負担額については、1診療者、1診療月、1医療機関に支払った額。また、連盟所定様式にかかる証明書費用を負担したときは300円を限度とした実費を加算。
一部負担額助成	医療任意継続会員及びその被扶養者	同月内に、会員一部負担額が15,000円を超えたとき。	会員一部負担額（3,000円までの額）以下の医療費一部負担金の合計が15,000円を超えたとき、15,000円を差引いた額。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ・契約者、被保険者又は保険金受取人に、保険金請求その他に関する不正の事実があったとき。
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動があったとき。 など

2. 保険期間・保険契約の更新

この保険の保険期間は、6月1日から5月31日までの1年間です。契約日が6月2日以降の場合、契約開始日から最初に到来する「退職5月31日まで」となります。以降、満60歳に到達するまで毎年自動更新いたします。※満60歳の翌日からは「退職会員」となり会員医療保険」に加入となります。

3. 引受条件について

この保険は、一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟の退職互助制度の任意継続会員で、退職時年齢が満55歳以上の方に限り 加入いただけます。

4. 保険料・払込方法

月額保険料は退職時標準給与月額の1.2%額となります。払込方法は月払いとしますが、退職時後1ヶ月以内に当連盟指定口座へ 一括預入納付することができます。

5. 解約返戻金

この保険は保険料月払いのため解約返戻金は発生いたしません。ただし、一括預入納付された場合の未経過保険料につきましては 返還いたします。

【注意喚起情報】

1. クーリング・オフ

本契約は保険期間が1年以内であるため、クーリング・オフの適用対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。

2. 告知義務・通知義務

保険契約締結の際の告知義務はありません。契約後に氏名や送金先等の内容に変更があったときは、速やかに当連盟までご通知願います。

3. 責任開始日（契約日）

当連盟所定の申込書により当連盟が会員に加入の承諾をした日から、この保険契約を締結したものとみなし、保険契約上の責任を負います。また、当連盟の責任が開始される日を契約日とします。

4. 医療費助成制度等に該当した場合

当連盟は、市町村等が行う医療費助成制度等に該当され医療費が支給される場合、該当する金額を差し引いてお支払いします。お申し出がないことで過払いが発生した場合、保険金を返還していただくこととなりますので、医療費助成制度等に該当した場合は速やかに当連盟へお申し出ください。

5. 保険契約更新

当連盟は、契約者会員から保険契約を更新しない旨の通知が保険期間の満了日までに当連盟に到達しない限り、当該保険期間の満了日の経過をもって保険契約を更新いたします。更新後の保険契約については、更新日におけるこの保険の約款及び保険料率を適用いたします。

6. 保険更新時又は保険期間中の保険料・保険金の変更

当連盟は、保険契約の更新に際し又は保険期間中において、その業務又は財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当連盟の定めるところにより、保険料の増額・保険金額の減額又は保険契約の更新を行わないことがあります。

7. 当連盟破綻時の取り扱い

当連盟は、認可特定保険業者のため保険契約者保護機構（セーフティーネット）の対象ではありません。そのため、当連盟が万一経営破綻した場合には、保険契約者保護機構が行う資金援助等の措置はございません。

8. 個人情報の取り扱い

当連盟は、個人情報保護に関する法律その他関係法令の定めを遵守するとともに、以下の方針に基づいて個人情報を適切に取り扱います。

・当連盟は、ご契約内容・申込書記載事項やその他の知り得た個人情報については、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供・充実を行うために利用いたします。

ご相談・お問い合わせ

一般社団法人 岩手県農林漁業団体役職員連盟

- ・電話番号 019-626-8431・FAX 019-625-0680
- ・ホームページURL <http://shokuren.or.jp>

【受付時間】

午前9時～12時
午後1時～5時（土日祝日休業）